

(別紙)

諮問番号：令和 8 年諮問第 3 号

答申番号：令和 8 年答申第 8 号

答申書

第 1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 事案の概要

本件審査請求は、○所長（以下「処分庁」という。）が行った児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第 1 項第 3 号の措置（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第 3 審査請求に至る経過等

- 1 令和 5 年 7 月 21 日付けで、関係機関から処分庁に対し、本件児童（以下「本児」という。）について法に基づく送致があった。

主な内容は次のとおり。

- ・令和 5 年 6 月 9 日、本児が学校の教員に対し、成人男性（以下「男性」という。）と性的接触があったことについて話したと学校から情報提供があった。
- ・本児と面談を実施したところ、次のような内容であった。

本児と男性との交際が始まったのは令和 4 年 9 月であり、男性は○在住で 40 歳代である。母がゲームの配信中に男性とつながりができ、本児を男性に紹介したことが交際のきっかけである。これまで、本児、男性及び母の 3 名で 2 回旅行に行っており、2 回の旅行中に、男性と性的接触があったと本児から開示があった。本児及び男性ともに結婚するつもりであるとのことであった。

- 2 令和 5 年 8 月 18 日、処分庁が、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 8 条の 2 の規定に基づき、出頭要求告知書（以下「告知書」という。）を本児宛て通知し、この通知をもって、父及び母（以下「審査請求人」という。）に対し、本児を同伴して出頭するよう求めた。同日、母から処分庁に「告知書が届いたが、父に見せると大変なことになる。母子で自宅を出ようとしているのに、なぜこんなことをしたのか。出頭要求には応じられない。」と電話があった。

- 3 令和 5 年 8 月 21 日、母と本児が○に出頭した。両者からの主な聴取内容は次のとおりであった。

- ・告知書は、父には見せていない。また、本日の面接のことも伝えていない。
- ・父からの束縛が昔からあり、母子で家を出ることを以前から児童相談所や警察に相談している。本児もこのことについて嫌な思いをしている。

- ・父は軟禁癖があり暴言もある。精神的にしんどく、本児は自傷行為をしていた。
- ・母子で東京に行きたい。男性には会ったことはない。

同日、処分庁は、本児の安全を確保した上で家庭環境等について調査する必要があるため本児の一時保護を開始した。

- 4 令和5年8月30日、処分庁は、本児と面談を実施し、男性との性的接触について確認した。
- 5 令和5年9月1日、処分庁は、本児に対し、TSCC（子ども用トラウマ症状チェックリスト）を実施し、父の言動が原因で自傷行為が始まったことを確認した。
- 6 令和5年9月6日、処分庁は、審査請求人と面談したが、母は男性を許容し、一方、父は男性について危険人物と認識しており、両者とも本件児童の施設入所や里親委託措置については反対の意見を述べた。
- 7 令和5年10月11日、審査請求人が処分庁に来所し、改めて、本件児童の施設入所や里親委託措置について反対の意見を述べた。
- 8 令和5年12月13日、処分庁は、母が本児と男性との性的接触を黙認していたこと及び父が本児に対し過度な外出制限を加え、自傷行為に及ぶほどの心理的圧迫をかけ、心理的虐待に該当する行為をしていたことから、本児の心理的安定を図るために、施設入所や里親委託措置が必要であると判断したところ、審査請求人が同意の意思表示を示さないため、京都家庭裁判所○支部に法第28条第1項第1号の施設入所等措置の承認に係る申立てを行った。
- 10 令和6年3月29日、京都家庭裁判所○支部から、施設入所等措置を承認するのが相当であると審判があった。
- 11 令和6年4月24日、京都家庭裁判所○支部から、同年4月20日付けで審判が確定したことを証明する内容の確定証明書が発出された。
- 12 令和6年5月2日、処分庁は、家庭裁判所の審判確定を受け、審査請求人に対し、法第27条第1項第3号の入所措置の決定通知書を発出した。
- 13 令和6年6月5日、審査請求人は、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 本児に対しての過剰な行動の制限や強い叱責等については、本児を守るためであり、束縛ではない。
- (2) 処分庁は虐待行為と言うが、本児を守るための当たり前の行為であり、虐待行為ではない。処分庁の勝手な思い込みである。
- (3) 初めの数回の面談は家庭調査だったが、その後は、ただ時間を延ばし、始めから審査請求人の意見などは聞かず、施設入所措置を進めたいがための面談だった。祖父母にも協力いただき、安心安全を第一に育てているので家庭復帰が一番である。
- (4) 施設入所は不要である。また、今後の改善策や心のケアも審査請求人がしっかりと行う。
- (5) 処分庁の弁明書に書かれていることは、ほぼ合っているが、今後の改善策は無

視されて、やり直しの決意は考慮されず、施設入所措置となったことが許せない。
処分庁が親子を無理やり引き離す行為は犯罪である。

(6) 以上のことから、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、概ね次のとおりであり、審査請求人の主張に根拠はなく、また、本件処分は、適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

- (1) 本児と男性との不適切な交際を把握しながら、母においては、容認するような関わりがあり、父においても、過剰な行動の束縛や強い叱責等により心理的負担を与えていた。一時保護した後も、審査請求人は、今後のケアにつき有効な見通しを立てられず、在宅養育による安全を確保できないため、京都家庭裁判所の審判を経て入所措置に至った。
- (2) 本児に生じた問題に対する父母の対応は不適切であり、児童の特性に配慮した適切な監護力を簡単に備えられると認めがたいこと等から当面の家庭引取りは困難な状況にあると判断した。
- (3) 家庭引取りの適否も含めた今後の本児の処遇を検討するに当たり、単に母が自宅から物理的な距離をとるということだけではなく、父も過度な制限や叱責等の虐待行為があったことを十分踏まえ、審査請求人として、本件児童への安心安全な生活を真に保障できるかどうかを慎重に見極める必要がある。

第5 法令の規定について

- (1) 法第33条は、児童相談所長の職権について定められており、同条第1項で「児童相談所長は、必要があると認めるときは、法第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。」と規定している。
- (2) 法第25条の7は、市町村は、法第25条第1項の規定による通告を受けた場合、必要と認めたときは次の各号の措置をとらなければならないとしており、同項第1号で、法第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致することを規定している。
- (3) 法第26条第1項第1号は、児童相談所長は、法第25条の7第1項第1号の規定により送致を受けた児童相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならないとしており、同項第1号で次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することを規定している。なお、法第27条の権限が法第32条第1項の規定に基づいて、児童相談所長に委任されている場合には、当該児童相談所を管理する都道府県知事が法第27条の規定により措置すべき者については、本号による「報告」の必要はなくなると解されている。

(4) 法第 27 条第 1 項は、「都道府県は、前条第 1 項第 1 号の規定による報告又は少年法第 18 条第 2 項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」と規定している。また、同項第 3 号において、「児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。」と規定している。

なお、児童福祉法施行細則（昭和50年京都府規則第23号）第19条第 4 号により、法第27条第 1 項及び第 2 項の規定による措置については、当該区域を所管する児童相談所長に権限が委任されている。

(5) 法第28条第 1 項は、入所措置が児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときに採ることができる措置について規定しており、同項第 1 号で「保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第 1 項第 3 号の措置を採ること。」と規定されている。

(6) 児童虐待の防止等に関する法律第 2 条は、児童虐待の定義について定められており、「1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前 2 号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」と規定されている。

第 6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 家庭裁判所は、審査請求人の監護に対する評価として、母が本児と男性の性的接触を黙認していることは、見方によっては母自身がかかる行為のお膳立てをしたとすら評価でき、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条第 3 号のネグレクトに該当することに加え、同条第 2 号の性的虐待にも該当し得るものであり、父が本件児童に対する過度な外出制限や本件児童がリストカットに及ぶほどの心理的圧迫は、同条第 4 号の心理的虐待に該当するとしており、このことから、処分庁が審査請求人の行為を虐待行為と認識したことに違法性はない。

イ 処分庁が入所措置を採ることについて保護者の意に反する場合、法第28条第 1 項の規定に基づき、家庭裁判所の承認を受け入所措置を採ることができると規定されているが、本件においては、家庭裁判所から入所措置することを承認する審判が確定していることから、本件処分に手続上の違法があるとは言えな

い。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和8年2月27日 審査庁が審査会に諮問

令和8年3月9日 第1回調査審議（第1部会）

令和8年4月9日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和8年4月10日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点及び争点の検討

本件処分は、法第28条第1項に基づく家庭裁判所の審判が確定した後に行われたものである。また、この審判を受けて処分庁が法第27条第1項第3号の措置を行ったことに手続的な瑕疵もない。

2 判断

以上から、処分庁の判断について、違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 北 村 和 生

委員 岩 崎 文 子

委員 岡 川 芙 巳